

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則
(ローンマーケット協会<LMA : Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (環境省)

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では外部評価を受けているグリーンローンを対象としております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則
(国際資本市場協会<ICMA : International Capital Market Association>)
- ・グリーンボンドガイドライン (環境省)
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン (国際資本市場協会 : ICMA)
- ・気候ボンド基準
(クライメートボンドイニシアチブ<CBI : Climate Bonds Initiative>)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
(ローンマーケット協会：LMA ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンを対象としております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会：ICMA）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドを対象としております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
(国際資本市場協会：ICMA)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針
(金融庁、経済産業省、環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスを対象としております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

気候変動リスクを低減する省エネルギーや再生可能エネルギー事業に資金使途が限定された投融資のうち、以下のいずれかのもの。

- ・環境アセスメントを受けたもの
- ・固定価格買取制度に基づく事業認定を受けたもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行独自の基準については、「フィデアグループ投融資方針」を踏まえ、「サステナビリティ委員会」にて審議したのち、取締役会での決議をもって策定しております。

・当該基準への適合性については、営業店等で対象投融資を特定するとともに、本部で検証しております。

以 上